



人口と世帯

	前月比	
世帯数	1,439	(-1)
人口	5,671	(-7)
男	2,846	(-5)
女	2,825	(-2)

昭和58年12月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

おもな内容

- 2 ~ 4 …議会だより
- 5 ……除雪作業に協力を
- 6 ……あなたと保健室
- 7 ……りしりの博物誌(II)
- 8 ~ 11 …昭和57年度の決算の状況
- 12 ……交通安全だより
- 13 ……31人が晴れて成人式に
- 14 ……税務だより
- 15 ……新春座談会「漁業振興を考える」
- 16 ……戸籍のうごき

した。
(内容別掲)

◎利尻島国民健康保険病院組合の設置について

これは、昭和五十九年度着工予定の利尻島国保中央病院に関する事務を共同処理するため、東利尻町と協議の結果、利尻島国民健康保険病院組合を設置したもので、尚、組合規約等については別表のとおりです。

◎専決処分した事件の承認を求めるについて

昭和五十八年度利尻郡利尻町一般会計補正予算(第四号)これは、衆議院議員選挙の実施に伴なう選挙費の補正がおもなものです。

○陳情第3号
國立病院、療養所の廃止や地方移管民営化に反対し地域医療の充実を求める陳情について(委員長報告)
採択

国鉄の分割、民営化、貨物、荷物営業の縮少、地方交通線の廃止、駅の無人化促進に反対する陳情について(委員長報告)

利尻島国民健康保険病院組合規約

第一章 総 則

(組合の名称)

第一条 この組合は、利尻島国

民健康保険病院組合(以下「組合」という)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、利尻町及び東

利尻町(以下「関係町」とい

う)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第三条 組合は、国民健康保

法(昭和33年法律第192号)第

82条の規定による保健施設と

して、利尻島国保中央病院の

設置、及び管理に関する事務

を共同処理する。

(事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、利尻

町沓形字綠町14番地に置く。

第一章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第五条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という)の定数は、12人とする。

二、組合議員は、関係町の長と

関係町の議会の議員のうちか

ら当該関係町の議会で選挙し

た者5人とする。

三、関係町の議会の議員である組合議員が欠けた場合は、その町の議会において、すみや

かに補欠の組合議員を選挙しなければならない。この場合

に

組合議員としての任期による。

から各一人を選任する。

二、議長及び副議長の任期は、

組合議員としての任期による。

から各一人を選任する。

第三章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方

法)

四、次条第二項第一号の規定に

より、関係町の長が組合議員でなくなつた場合は、その町

長の属する町の議会の議員のうちから当該町の議会で選挙した者をもって組合議員とする。

これを選舉する。

三、助役及び収入役は、組合長の属する町の助役、収入役をもつてこれに充てる。

(組合長、助役及び収入役の任期)

第六条 組合議員の任期は、関

係町の長又は関係町の議会の議員としての任期による。

二、組合議員は、次に掲げる各号に該当したときは、その職を失う。

(一)関係町の長である者が第8

条第2項の規定により、組合長に選任されたとき。

(二)関係町の長又は関係町の議會議員でなくなつたとき。

(三)補充議員の場合、その所属する町長が議員となつたとき。

三、第一項の職員の定数は条例で定める。

四、前項の職員は組合長が任免する。

五、監査委員は、組合議員のうちから議長及び副議長を置く。

六、監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし

たる者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行ふことを妨げない。

第七章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第八条 組合の経費は、次に

より支弁する。

(1)議会費、監査委員費、公平委員会費は、関係町が均等に負担する。

(2)前号以外の経費については、使用料、手数料、その他の収入をもつてこれに充て

なお不足があるときは、関係町に分賦する。

(3)前号の分賦割合は、組合議会の議決を経て定める。

第五章 雜 則

第六章 この規約の施行に関し必要な事項は、組合長が定める

第七章 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長を置く。

二、監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、知識経験をもつて選挙しなければならない。

八、附 則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。



◎陳情5号
一部採択

日雇健康保険制度の廃止、改悪
反対、被用者保険としての改善
存続、確立を求める陳情について
(委員長報告)

採択

◎陳情6号
陳情7号

冬期間の暖房代実費である「燃
料手当」の非課税扱いを希望す
る陳情

採択

◎陳情8号
陳情9号

医療保険をはじめとする社会保
障制度の改悪に反対する陳情

採択

◎陳情10号
陳情11号

外国人登録法(指紋、押捺など)
の是正を求める陳情

この陳情については、総務常任
委員会に附託され、閉会中の継続
審議となりました。

利尻町選挙管理委員会
「明るい選挙」と「棄
権防止」のご協力に感謝します……
最高裁判官国民審査が去る十二月十八
日行われ、明るい選挙と
推進委員の方々をはじめ
め、町内のみなさんの
御協力により、無事に
終らせていただき特に
棄権防止について、明
推協委員の呼びかけと、
みなさんの御協力と御
理解が相まって宗谷管
内、また道内において
好投票率となりました
ことお礼申し上げます。
今後共、選挙権行使
の重要性等の認識を新
たにし、明るい選挙で、
明るい利尻の発展のた
め、投票総参加にご協
力賜りますようお願い
申し上げます。
このたびの町内各投票所別の投票率は別表
のとおりです。

衆議院議員総選挙と
最高裁判官国民審査が去る十二月十八
日行われ、明るい選挙と
推進委員の方々をはじめ
め、町内のみなさんの
御協力により、無事に
終らせていただき特に
棄権防止について、明
推協委員の呼びかけと、
みなさんの御協力と御
理解が相まって宗谷管
内、また道内において
好投票率となりました
ことお礼申し上げます。
今後共、選挙権行使
の重要性等の認識を新
たにし、明るい選挙で、
明るい利尻の発展のた
め、投票総参加にご協
力賜りますようお願い
申し上げます。
このたびの町内各投票所別の投票率は別表
のとおりです。

衆議院議員総選挙と
最高裁判官国民審査が去る十二月十八
日行われ、明るい選挙と
推進委員の方々をはじめ
め、町内のみなさんの
御協力により、無事に
終らせていただき特に
棄権防止について、明
推協委員の呼びかけと、
みなさんの御協力と御
理解が相まって宗谷管
内、また道内において
好投票率となりました
ことお礼申し上げます。
今後共、選挙権行使
の重要性等の認識を新
たにし、明るい選挙で、
明るい利尻の発展のた
め、投票総参加にご協
力賜りますようお願い
申し上げます。
このたびの町内各投票所別の投票率は別表
のとおりです。

◎衆議院議員総選挙 投票状況 最高裁判官国民審査

投票区別	選挙別	区分			選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	衆議	169	155	324	154	141	295	15	14	29	91.12	90.97	91.05			
	国審				129	124	253	40	31	71	76.33	80.00	78.09			
第2投票区	衆議	365	403	768	335	358	693	30	45	75	91.78	88.83	90.23			
	国審				291	333	624	74	70	144	79.73	82.63	81.25			
第3投票区	衆議	186	236	422	175	219	394	11	17	28	94.09	92.80	93.36			
	国審				159	202	361	27	34	61	85.48	85.59	85.55			
第4投票区	衆議	248	273	521	219	247	466	29	26	55	88.31	90.48	89.44			
	国審				177	227	404	71	46	117	71.37	83.15	77.54			
第5投票区	衆議	57	60	117	54	53	107	3	7	10	94.74	88.33	91.45			
	国審				39	41	80	18	19	37	68.42	68.33	68.38			
第6投票区	衆議	103	106	209	85	88	173	18	18	36	82.52	83.02	82.78			
	国審				61	73	134	42	33	75	59.22	68.87	64.11			
第7投票区	衆議	83	85	168	75	69	144	8	16	24	90.36	81.18	85.71			
	国審				49	59	108	34	26	60	59.04	69.41	64.29			
第8投票区	衆議	205	213	418	183	190	373	22	23	45	89.27	89.20	89.23			
	国審				140	160	300	65	53	118	68.29	75.12	71.77			
第9投票区	衆議	64	63	127	53	57	110	11	6	17	82.81	90.48	86.61			
	国審				41	49	90	23	14	37	64.06	77.78	70.87			
計	衆議	1,480	1,594	3,074	1,333	1,422	2,755	147	172	319	90.07	89.21	89.62			
	国審				1,086	1,268	2,354	394	326	720	73.38	79.55	76.58			

あなたと保健室

|| カゼの予防 ||

十二月から翌年の二月にかけて、カゼの患者が増えてきますが、あなたは大丈夫ですか。

カゼをひくと、頭痛、発熱、クシャミ、鼻水、鼻づまり、咳というふうに色々な症状が出て、普段元気な人でもつらく感じるでしょう。

いやな思いをしないためには、先ずカゼをひかない工夫が必要ですし、次には、たとえひいても、少しでも早く治すことができるようになります。

|| カゼの原因 ||

現在、カゼの原因として一部、寒さやアレルギー、細菌による感染などがありますが、そのほとんどはウイルスによるものと考えられています。「夏カゼ」の原因としてはアデノウイルスがあり、「冬のカゼ」の三分の二はインフルエンザウイルスによるといわれています。

|| どんなときにもカゼをひくか ||

寝不足や残業、徹夜マージャンで疲れているとき、暖かい家から外に急に薄着で出たり、うたたねをした時など。あとになって「あの時に」と思えることはよくありますね。

このように、チョット用心すれば、品、バター、レバー、卵黄を。血行を良くしてしもやけを防ぐには、ビタミンC、Eを多く含んだ食品、ミカン類、ゴマ等があげられます。

|| カゼをひいても負けない体力 ||

カゼをひくひかないは、結局のところ、その人の身体にある抵抗力と、外部から入ってくるウイルスとの闘い、ということになります。このためにも、普段からバランスのとれた食事をとり、十分な運動と休養をとった健康なからだであれば、カゼをはじめとした病気を防ぎ、たとえかかるかがりますので、日頃の健康への心づかいが、こういう時にものを感じます。

カゼにとりつかれたり、それがもとで他の病気を引き起こす等といったことは防げる場合がたくさんあります。しかし、なんといってもカゼの予防には健康なからだ作りと、規則正しい生活が一番です。

|| カゼをひいても負けない体力 ||

不必要的厚着は肩こりの原因にもなります。洗濯のよくできた汗を吸いと下着を身につけること。寒い時は足元や頭、首を暖かくすれば良いでしょう。

⑤ マスクとうがい。

マスクの効果については替否両論がありますが、のどの保温と湿気を保つためには効果があります。又、外出から帰つたらウガイをして、のどにいたウイルスやバイキンを取りましょう。

|| カゼを早く治すには ||

① 安静

カゼをひいたら暖かく安静にして、ウイルスの力が衰えるのを待つ以外にありません。カゼの症状をやわらげるクスリはあっても、カゼそのものに効くクスリはありませんから。

② 汗を出そう。

カゼをひいて熱があるときに、身体を暖め、汗を出して熱を取るという

良くしてしもやけを防ぐには、ビタミンC、Eを多く含んだ食品、ミカン類、ゴマ等があげられます。

③ からだをきたえよう。

寒さは、私達の身体の血管を縮め、そのため身体の各機能の働きが低下してしまいます。毎日の体操や運動、時にはレジャーも楽しんで下さい。

④ 厚着をしない。

必要な厚着は肩こりの原因にもなります。洗濯のよくできた汗を吸いと下着を身につけること。寒い時は足元や頭、首を暖かくすれば良いでしょう。

⑤ マスクとうがい。

マスクの効果については替否両論がありますが、のどの保温と湿気を保つためには効果があります。又、外出から帰つたらウガイをして、のどにいたウイルスやバイキンを取りましょう。

⑥ 食事に注意

食欲が落ちますので口あたりの良いもの、加えて消化の良い食品を消化しやすい調理法で。最後に栄養価の高いものを食べること。

⑦ この条件にあつた料理として、暖かい鍋物やシチュー、茶碗蒸し、プリンなどがあります。時期的に手にはいりやすいみかんは、ぜひとりましょう。

⑧ カゼをひいたら「禁煙」

カゼをひいたらのどの調子を悪くするばかりですし、ウイルスを侵入しやすくもしますので吸わないようにしましょう。

⑨ 以上のお話が実行出来るなら風邪はもうこわくないでしょう。

今日から実行してみて下さい。

保健婦 平野・記



町の台所

まし

人当りの町税負担額



23,315円

(56年度22,118円)

世帯当りの町税負担額



93,179円

(56年度89,751円)

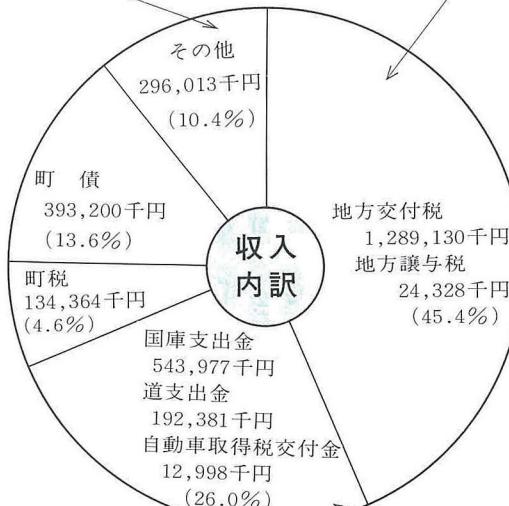
十一月の定例議会で昭和五十七年度の決算が認定されました。みなさんが納めた税金や国・道からの交付金や借入金などによって、いろいろな事業を行っていますが、「町税が一億三千万円ほどしかないのに、何十億円もの仕事ができるという町の台所はどんな具合いなのか」という疑問も聞かれます。私たちの町の「台所」が一体どのような中身になっているかをみなさんには図表であります。

本町の一般会計で昭和五十七年度に入ったお金は、「総額二十八億八千六百三十九万一千円」となっています。この収入の内容を表にしたのが下図の円グラフです。この図表でもわかるように町の「台所」をまかなう財源の中でき大きなものは地方交付税でこれは毎年変らず町税をはじめ、国庫、道支金や町債はその年によって順位が変ります。

収入の状況

○分担金及び負担金	10,161千円
○使用料及び手数料	21,735千円
○財産収入	16,213千円
○寄付金	1,900千円
○繰入金	52,000千円
○繰越金	56,864千円
○諸収入	137,140千円

▼ 緑入金
碎石事業会計からの緑入
金です
一般寄附金及び指定寄附
金（教育）です



町民税	78,590千円
固定資産税	27,882千円
軽自動車税	364千円
たばこ消費税	20,423千円
電気税	7,105千円

町の「台所」収入で根幹になる町税は昭和57年度では総収入の4.6%となっております

▼ 地方交付税は（町）が一定水準のしごとをしていくのに必要なお金を、自治体自身の収入だけでまかなわれない分を国が町に交付してくれるお金です。
▼ 地方譲与税は国税として国が徴収しその一部を町に配分してくれるもので、国税の地方道路税（揮発油に含まれる税金）と自動車重量税の一部が町道の延長および面積に按分して町に入るお金です。

▼ 国庫支出金及び道支出金は町の特別な事務事業の財源にあてるため交付されるお金です。
▼ 自動車取得税交付は道税の自動車取得税の一部を町道の延長および面積に按分されて交付されるお金です。

昭和57年度決算報告 (一般会計)

収入 2,886,391千円
支出 2,819,300千円

のあら

| 人当たりの支出額



489,207円

(56年度467,623円)

| 世帯当たりの支出額



1,955千円

(56年度 1,897千円)

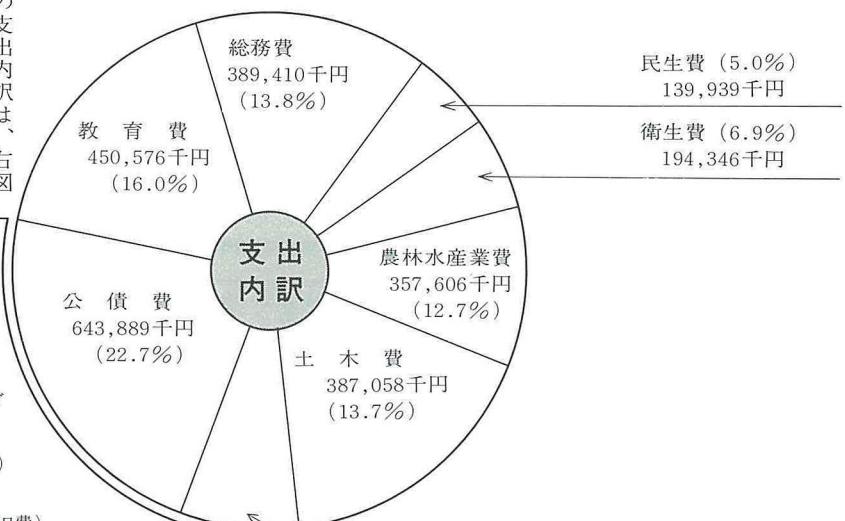
▼下図の性質別の支出内訳は、右図の円グラフをさらに分析して、使われたお金はどのような性質に区分されるかを表したもので、この中で、くらしの豊かな町づくりのため水産振興事業、産業基盤整備などに使われた投資的なお金が全体の約三五〇%となつています。人とづくりのため各種教育施設整備などに使われた教育的なお金が、本町の一般会計で昭和五十七年度に使われたお金は「総額二十八億一千九百三十万円」となり、その内容は図表のとおりです。

特にこの中で、教育施設整備関係が二億四千万円を超える支出となつたほか、水産振興事業関係で一億七千万円、道路整備事業関係で一億八千万円、港湾関連整備関係で一億円、職員住宅、公営住宅新築事業で一億円、災害復旧事業で一千三百万円が使われました。

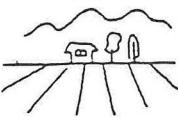
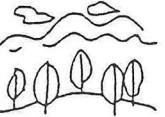
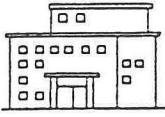
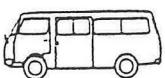
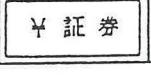
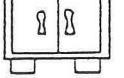
支出の状況

〈性質別の支出内訳〉

投資及び出資金	(病院などへの出資金) 10,010千円 (0.4%)
貸付金	(商工業者、農業者などに対する貸付金) 22,240千円 (0.7%)
積立金 その他	(財政調整積立金など) 86,897千円 (3.1%)
災害復旧事業費	(脊形港東突堤災害復旧費) 13,245千円 (0.4%)
繰出金	(国民宿舎、国保事業への繰出金) 37,547千円 (1.3%)
維持補修費	(各種施設や道路などの維持補修で除雪経費も含む) 53,546千円 (1.9%)
公債費	(町債の元利償還金や一時借入金の利子など) 643,883千円 (22.9%)
物件費	(賃金、旅費、一般消耗品と備品購入費、郵便料、電話代、光熱水費など) 190,597千円 (6.8%)
人件費	(議員の歳費、特別職や町職員の給料等、各種委員等報酬など) 388,771千円 (13.8%)
扶助費、補助費	(各種団体への補助金や交付金各種保険料、各種会費や謝礼など) 397,017千円 (14.1%)
普通建設事業費	(各種建設事業費や用地購入費など) 975,447千円 (34.6%)



■町有財産の状況

土地が 	山林が 	建物が 
2,481,544 m ²	4,611,750 m ²	32,848 m ²
車両が 	証券その他の権利が 	基金が 
31台	13,530千円	130,370千円

■有価証券や出資金などの状況

▼ 有価証券	7,114千円	財団法人日本離島センター	1,899千円
株券	40千円	北海道市町村職員福祉協会	1,000千円
▼ 出資金	2,600千円	北海道農業信用基金協会	300千円
北海道漁業信用基金協会		北海道国民健康保険団体連合会	266千円
		北海道農業開発協会	200千円
		北海道私学振興基金協会	75千円
		財団法人北海道学校保健会	36千円



▷昭和57年度に建設した第2種公営住宅新築事業の建設費もその一部を国から借り入れしました。

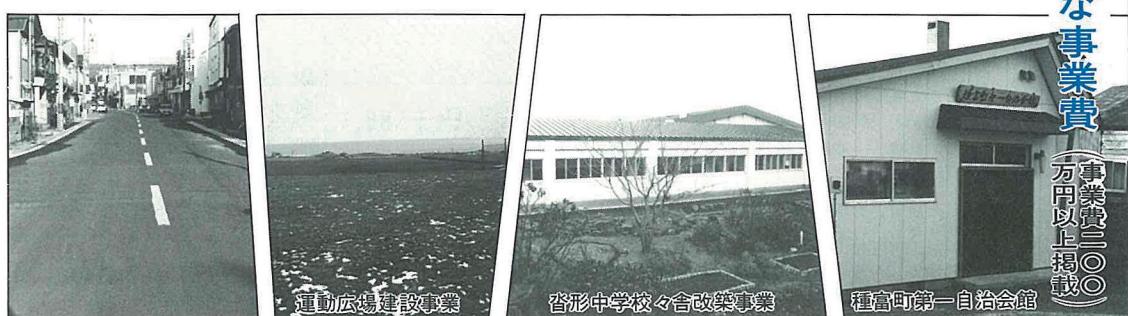
未償還元金	
2,217,535,000円	
町民1人当たり	
384,788円	
(58年3月末人口 5,763人)	

▼町債は、町が大きな事業をする場合に国や金融機関などから長期の借入金をもつて財源として、健全財政を維持しながら借り入れています。この借り入れを「起債」とよんでいます。その元金や利子は計画的に返して、健全財政を維持しながら借り入れています。

度末現在高は二十二億円!

▽町債の状況

(総務費)	職員住宅建設事業	七〇、九七〇
神磯地区テレビ難視聴共同受信施設々置事業	二、七一七	
種富町第一自治会館建設事業	五、五四一	
長浜自治会館建設事業	八、八七一	
(衛生費)		
歯科ユニット購入事業	二、八九七	
（農林水産業費）		
町有林造林事業	三、九八〇	
小規模治山事業	四、三三〇	
経営林地新湊線開設事業	五、六九〇	
元村地区	二、六九〇	
富士見町第一船揚場新設事業	一七、二七一	
新湊第四地区船揚場新設事業	二、八七〇	
泉町船入潤波除堤改修事業	三、八五〇	
御崎船揚場新設事業	七、六五〇	
神居第一船揚場整備事業	四、〇五〇	
仙法志本町船揚場波除堤設置事業	五、六八〇	
アワビ種苗購入事業	六、一八〇	
大型増殖圃地バイロット事業	一三、八七〇	
投石（自然石）事業	一七五	
大规模増殖場造成事業	三八、一七五	
小規模増殖場造成事業	一七、五四〇	
干エン振設施設事業	一一、九三七	
昆布養殖係留設置事業	一二、六〇〇	
磯焼対策漁場造成事業	一六、六二二	
仙法志漁協分	四、五〇〇	
仙法志漁協分	四、五〇〇	
香形漁協分	四、五〇〇	
香形漁協分	四、五〇〇	
増養殖作業保管施設設置事業	七、九八四	



歳出の主な事業費

昭和57年度

事業費三〇〇万円以上掲載



特別会計の概要



特定多数の受益者の人たちが利用し負担する国民健康保険事業や簡易水道、国民宿舎老人保健の会計は、本町の一般会計とは別に特別会計で行われています。

昭和57年度利尻郡利尻町国民健康保険事業特別会計決算

(单位千円)

昭和57年度利尻郡利尻町老人保健特別会計決算

(单位千円)

歳 入			歳 出				
区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	区 分	予 算 額	決 算 額	不用額
国民健康保険税	74,434	75,834	1,400	総 務 費	14,801	14,587	214
使用料及び手数料	15	8	△ 7	保 险 給 付 費	219,708	218,549	1,159
国 庫 支 出 金	157,720	165,143	7,423	老人保健捉出金	4,326	4,324	2
道 支 出 金	10	4	△ 6	基 金 積 立 金	611	610	1
財 産 収 入	610	613	3	公 債 費	132	0	132
緑 入 金	11,010	11,000	△ 10	諸 支 出 金	5,888	5,877	11
緑 越 金	2,403	2,404	1	予 備 費	956	0	956
諸 収 入	220	206	△ 14				
計	246,422	255,212	8,790	計	246,422	243,947	2,475

(歳入歳出差引残額 11,265千円)

歳 入				歳 出			
区分	予算額	決算額	増減	区分	予算額	決算額	不用額
支払基金交付金	10,646	10,502	△ 144	総務費	74	40	34
国庫支出金	3,071	2,461	△ 610	医療諸費	15,197	11,447	3,750
道 支 出 金	758	624	△ 134				
繰 入 金	796	796	0				
計	15,271	14,383	△ 888	計	15,271	11,487	3,784

(歳入歳出差引残額 2,896千円)

昭和57年度利尻郡利尻町国民宿舎特別会計決算

1000

昭和37年度予算書				四式宿舎用具費			(単位千円)
歳入		歳出					
区分	予算額	決算額	増減	区分	予算額	決算額	不用額
国民宿舎事業収入	94,210	97,998	3,788	国民宿舎事業費用	128,037	128,003	34
繰入金	45,609	25,750	△19,859	繰上充用金	11,378	11,378	0
				予備費	404	0	404
計	139,819	123,748	△16,071	計	139,819	139,381	438

(歳入歳出差引不足額 15,633千円)
このため翌年度歳入繰上充用金 15,633千円)

昭和57年度利尻郡利尻町簡易水道特別会計決算

歳 入				歳 出			
区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額
使用料及び手数料	38,695	39,269	574	総 務 費	16,056	15,996	60
総 越 金	5,873	5,874	1	施 設 費	56,027	55,727	300
諸 収 入	48,182	50,685	2,503	公 債 費	20,557	20,429	128
				予 備 費	110	0	110
計	92,750	95,828	3,078	計	92,750	92,152	508

95,828 5,076 11

タコ産卵礁設置事業	並型礁設置事業
杏形漁協分	杏形漁協分
仙法志漁協分	仙法志漁協分
情報連絡施設海岸局設置事業	情報連絡施設海岸局設置事業
杏形漁協分	杏形漁協分
仙法志漁協分	仙法志漁協分
船泊局設置事業	船泊局設置事業
杏形漁協分	杏形漁協分
仙法志漁協分	仙法志漁協分
干エン振雑草駆除事業	干エン振雑草駆除事業
杏形漁協分	杏形漁協分
仙法志漁協分	仙法志漁協分
蛇カゴ投石設置事業	蛇カゴ投石設置事業
仙法志漁港環境整備事業	仙法志漁港環境整備事業
(商工費)	(商工費)
御崎公園自然水族館改修事業六、二九〇	御崎公園自然水族館改修事業六、二九〇
岬公園キャンドル場増設事業	岬公園キャンドル場増設事業
(土木費)	(土木費)
日中浜五線舗装工事	日中浜五線舗装工事
新湊連絡道路改良工事	新湊連絡道路改良工事
新湊第二地区側溝整備工事二、一九〇	新湊第二地区側溝整備工事二、一九〇
新湊第一地区連絡道路舗装工事二、七三〇	新湊第一地区連絡道路舗装工事二、七三〇
種富町公當住宅道路舗装工事二、三七〇	種富町公當住宅道路舗装工事二、三七〇
市街横間岬線(本町内地内)側溝整備工事	市街横間岬線(本町内地内)側溝整備工事
緑町公當住宅側溝新設工事四、一九〇	緑町公當住宅側溝新設工事四、一九〇
市街南二線側溝整備工事八、〇六〇	市街南二線側溝整備工事八、〇六〇
元村山の上線連絡道路舗装工事二、〇七〇	元村山の上線連絡道路舗装工事二、〇七〇
除雪柵設置工事六、二二〇	除雪柵設置工事六、二二〇
ロータリー除雪機購入事業八、八〇〇	ロータリー除雪機購入事業八、八〇〇
(災害復旧費)	(災害復旧費)
杏形港東突堤災害復旧工事一二、五二〇	杏形港東突堤災害復旧工事一二、五二〇
新湊海岸線特殊改良事業	
新湊海岸線道路特殊改良四種工事	
富野線特殊改良四種工事八、〇〇〇	富野線特殊改良四種工事八、〇〇〇
市街条通特殊改良種工事二〇、八五〇	市街条通特殊改良種工事二〇、八五〇
日の出線用地測量調査三、二五〇	日の出線用地測量調査三、二五〇
日の出線道路改良工事支障物件移転賃借費八〇、二九〇	日の出線道路改良工事支障物件移転賃借費八〇、二九〇
代替漁場造成事業負担金二四、一五〇	代替漁場造成事業負担金二四、一五〇
杏形港船揚場作業所建設事業所五、〇〇〇	杏形港船揚場作業所建設事業所五、〇〇〇
国直轄港湾整備事業費管理者負担金二三六	国直轄港湾整備事業費管理者負担金二三六
杏形港施設用地内支障物件移転補償費三、六六二	杏形港施設用地内支障物件移転補償費三、六六二
緑町公當住宅屋根ふき替え工事一、一〇〇	緑町公當住宅屋根ふき替え工事一、一〇〇
公當住宅新築工事三一、二五〇	公當住宅新築工事三一、二五〇
(教育費)	(教育費)
教員住宅新築工事五、七四〇	教員住宅新築工事五、七四〇
杏形中学校校舎改築工事六八、〇〇〇	杏形中学校校舎改築工事六八、〇〇〇
植物園造成工事六、二八〇	植物園造成工事六、二八〇
野球場新設工事八九、四二〇	野球場新設工事八九、四二〇
便用具室新設工事五、三八〇	便用具室新設工事五、三八〇
運動広場新設工事三六、〇〇〇	運動広場新設工事三六、〇〇〇
用地代開工事五、三〇〇	用地代開工事五、三〇〇
運動公園用地内地内道送水管移設賃借費一五、八三六	運動公園用地内地内道送水管移設賃借費一五、八三六

交通安全だより

利尻町のシートベルト着用率は「二十三%」!



シートベルト着用状況

(強調期間58.8.1~58.10.31)

全道	宗谷支庁管内		利尻町							
	運転席		助手席		運転席		助手席			
	着用率	着用率	着用率	着用率	調査数	着用数	着用率	調査数	着用数	着用率
8月	22.9%	20.4%	23.7%	21.6%	100台	17台	17.0%	30台	2台	6.7%
9月	22.5	21.2	25.9	19.9	100	20	20.0	32	4	12.5
10月	23.9	21.6	25.6	23.9	100	32	32.0	21	5	23.8
計	23.1	21.0	25.2	21.7	300	69	23.0	83	11	13.3

「あなたは車に乗っている時、シートベルトを着用していますか」
シートベルト着用の有効性については、これまで科学的にも事例的にも実証されているところであり、その着用の推進は今日の厳しい交通情勢の中で交通安全対策上の重要な柱となっていますが、その着用等は未だ低く、着用しながら死をあるいは重傷事故となっているケースが多く見られます。

このため八月から十月までの三ヶ月間、全道のシートベルト着用状況が調査され、本町においても道々駕泊柵形線に調査点を定め、月二回調査を実施いたしました。その結果が別表のとおりです。着

用率は二十三%とかなり、低い率となっています。
車に乗る方は、シートベルトの着用こそ安全へのパスポート』を

合い言葉に安全運転を心掛けましょう。

よ。

青少年の豊かな心を育てよう

子どもは

親の姿を見て育つ！

青少年の非行問題は、わが国ばかりでなく、先進国が抱える共通の悩みであるといわれています。
そこで、総理府の「青少年と家庭に関する国際比較調査」(昭和五十七年)をもとに、しつけの問題を諸外国と比べてみましょう。

日本の親と外国の親

しつけは「学校や社会より家庭が中心」という点では、日本の親も外國の親たちも「そのとおり」と答えていました。

しかし「親のできるしつけには限度がある」と外國の親のほとんど

が答えていました。
このため八月から十月までの三ヶ月間、全道のシートベルト着用状況が調査され、本町においても道々駕泊柵形線に調査点を定め、月二回調査を実施いたしました。その結果が別表のとおりです。着

庭中心のしつけで十分であると考

えているわけです。

一方、親子が一緒に行動する割合をみると、わが国は先進国の中では最も低くなっています。特

に、室内ゲームとか旅行、それに子供の勉強をみると、親子が一緒に行動を共にしていません。

以上、二つの結果を併せ考えてみると「家庭でのしつけで十分」としながらも、日本の家では、親

と子が一緒にいる時間が少ないことが分かります。
また、親がふだん子供に言い聞かせてくる内容も、お年寄りなどへいたわりや公衆道德の面でわが国は諸外国に比べて不十分です。

公衆道德の欠如は、周りの人々に迷惑をかける一方、実社会に出てから、本人自身が困ることになります。子供の時に直しておきたいものです。

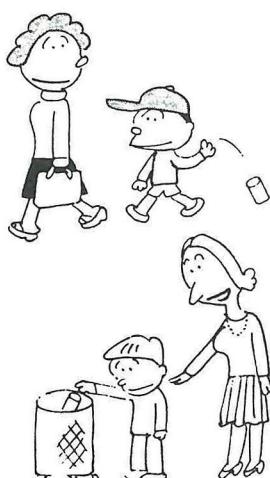
家庭・学校・地域社会

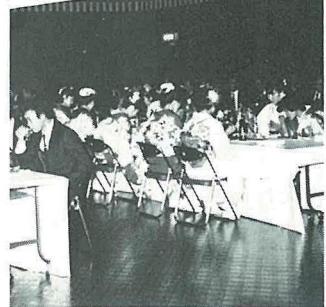
子供のしつけは、家庭が中心となり、学校、地域社会が補完的に対応するのが理想的です。家庭でのしつけがうまくいかず、対応しきれない場合は、変に隠したりせず、学校や地域の相談施設(警察など)に相談するようになります。

病気を治すには早期診断・早期治療が有効ですが、青少年の非行も同じことがあります。親の手に余る場合は、できるだけ早く専門家に相談してください。

心身ともにたくましく

非行問題は
先進国に共通の悩み





20歳になったみなさん、今日から一人前の大として、また一人の社会人として新しい門出です。

利尻町で今年成人を迎えた人は31名、この内2名の方々に抱負を語つていただきました。



成人を迎えた事で「責任」という言葉の意味がより強く感じるようになりました。これからは今までの甘さみたいなものは、もちろんゆるされない事だし、何をするにせよひとりの大として扱われるのですから、自分の行動・立場といふものを、自覚し責任をもたなければいけないと思います。

これから、たくさんの障害につきあうと思いますが、それをしてのりこえ、早く一人前の大になりたいと思います。また、いつまでも「やさしい心」をもてる人間になりたいと願っています。

早く一人前の大として認めてもらえるように努力すると共に、今まで暖かく見守ってくれた両親、周囲の方々に深く感謝します。

より一層、大きな人間となり、社会へ飛躍したいと思いますので、ご指導のほど、よろしくお願い致します。

“自分に 責任をもつて”

成人を迎えた事で「責任」という言葉の意味がより強く感じるようになりました。これからは今までの甘さみたいなものは、もちろんゆるされない事だし、何をするにせよひとりの大として扱われるのですから、自分の行動・立場といふものを、自覚し責任をもたなければいけないと思います。

これから、たくさんの障害につきあうと思いますが、それをしてのりこえ、早く一人前の大になりたいと思います。また、いつまでも「やさしい心」をもてる人間にになりたいと願っています。

“一步 着実に”

社会に出てから二年が過ぎ、成人式を迎える事になり、大人への第一歩を踏み出しました。何事に対しても甘えがあり、未熟で、半人前でしたが、二十歳を区切りとして、自分の言動や行動の一つ一つに責任を持ち、一歩一歩着実に歩んで行きたいと思います。

早く一人前の大として認めてもらえるように努力すると共に、今まで暖かく見守ってくれた両親、周囲の方々に深く感謝します。

より一層、大きな人間となり、社会へ飛躍したいと思いますので、ご指導のほど、よろしくお願い致します。

川端秀子さん
—仙法志字長浜—



本江瞳さん
—沓形字本町—



交通事故死〇目標1000日

達成日 昭和59年6月12日

- スピード・ダウンで安全運転を！
- シートベルトは必ず着用しましょう。

利尻町交通安全推進協議会



税

務

だ

よ

り

所得税法並びに地方税法の規定に基づき、
毎年二月十六日から三月十五日までを法定申
告期間として全国一斉に申告事務、納税相談
が行われます。

当町においても、次の日程により各自会
各納税貯蓄組合へ税務職員が向かい、申告受
付事務、納税相談を実施いたしますので當日
は最寄りの会場へ必ずおいでのうえ、申告を
済みますようお願いいたします。

この申告は、必ず期限内に申告をしなけれ
ばならないことになつておりますので申告や期間が
遅れると特典控除が認められなくなり、罰則
を受ける事になります。

ご主人が出稼ぎに出で留守の方でも配偶者
や責任者の方は是非おいで下さい。

どうしても申告の出来ない方は申告書を主
人に送つて書いてもらつて期間内に役場税務
係に提出願います。なお、申告用紙は当日会
場で配付いたしますので當日は次の書類を必
ずご持参下さい。

昭和59年度町道民税申告受付相談日程表 (所得税・事業税)

受付巡回月日	申告会場・時間		申告会場・時間	
2月16日	御崎地区 9:30~12:00	御崎自治会館	元村地区 13:30~16:00	元村自治会館
17日	政治地区 9:30~12:00	政治自治会館	神磯地区 13:30~16:00	神磯自治会館
18日	長浜地区 9:30~12:00	長浜自治会館		
20日	久連地区 9:30~12:00	久連自治会館	仙法志本町1地区 13:30~16:00	公民館
21日	仙法志本町2地区 9:30~12:00	公民館	当日部落で申告できなかつた方 13:30~16:00	公民館

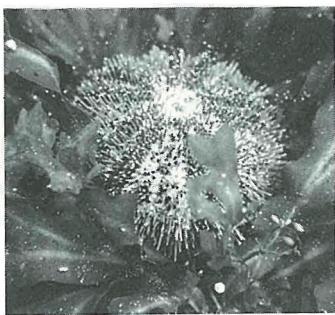
△沓形地区

受付巡回月日	申告会場・時間		申告会場・時間	
2月22日	蘭泊地区 9:30~12:00	蘭泊自治会館	神居1地区 13:30~16:00	神居1自治会館
23日	神居2地区 9:30~12:00	神居2自治会館	泉町1地区 13:30~16:00	泉町自治会館
24日	本町地区一円 営業者所得税申告相談 9:30~16:00	商工会館		
25日	富士見町港町地区 所得税申告相談 9:30~17:00	商工会館		
27日	泉町2地区 9:30~12:00	泉町自治会館	泉町3・4地区 13:30~16:00	泉町自治会館
28日	所得税還付申告相談 9:30~16:00	商工会館		
29日	緑町1地区 9:30~12:00	保健福祉館	緑町2地区 13:30~16:00	保健福祉館
3月1日	日出町1地区 9:30~12:00	保健福祉館	日出町2地区 13:30~16:00	保健福祉館
2日	種富町1地区 9:30~12:00	種富町第1自治会館	種富町2地区 13:30~16:00	種富町自治会館
3日	種富町3地区 9:30~12:00	種富町自治会館		
5日	新湊1地区 9:30~12:00	新湊自治会館	新湊2地区 13:30~16:00	新湊自治会館
6日	新湊3地区 9:30~12:00	新湊自治会館	新湊4地区 13:30~16:00	新湊自治会館
7日	栄浜地区 9:30~12:00	栄浜自治会館	当日部落で都合で申告できなかつた方 13:30~16:00	保健福祉館
8・9日	当日部落で都合で申告できなかつた方(給与者医療費等還付申告) 9:30~12:00	保健福祉館		

申告書の提出期限は3月15日です

(5)出稼者等給与所得のある方は、会社からの
明細書並びに見積金額書等
生命保険掛金の領収書、医療費控除該当者はその
火災保険の領収書、船外機、魚貝類の買入れ修繕等の領収書
の診療等の領収書、雑損控除該当者はその
源泉徴収票

新春座談会「漁業振興を考える」



去る一月十四日、利尻町民センターにおいて、沓形、仙法志両漁組の組合員の平均年齢約四十名が集り、「漁業振興を考える」というテーマで、座談会が行われました。

昭和五十八年度の水産業の概況について説明され、根付漁業栽培漁業（養殖事業）、漁船漁業の三つを大題に設け、それぞれ細かく

会が行われました。その中でも、特に根付漁業（コンブ・ウニ）及び漁船漁業の今後についても活発な意見の交換がなされました。

天然コンブ・ウニについては、

実態の見直しをはじめ、漁業者自らが経営の合理化を推進すると



「コンブ・ウニの増産・安定生産の早期実現は全漁民の総力にあいて」

な現況説明と問題提起がなされ、当町の基幹産業である漁業の振興を将来どのように展開して行くかという観点から、活発な意見が出

増産体制及び安定生産の早期実現に意見が集中し、今後の増産及び安定生産の早期実現には、組合員一人ひとりの理解はもとより、全漁民の参加のもと、人力戦術（磯掃除、雑草駆除）を含めた、漁場の徹底管理（造成及び手入れ）の確立を図るとともに、稚貝の保護等、積極的に取り組んでいるが、更に徹底された保護対策が必要であり、これには、全漁民の総力を上げて積極的に推進しなければならない。

又、漁船漁業については、操業

もに、新規漁業許可の受認等によって生産意欲の向上に努めなければならぬ。又、底引漁業による漁場の荒廃を阻止するため、韓国漁船及び国内船の排除実現に向け積極的な運動を続ける等、漁業資源の保護に努めなければならないなどの意見がありました。

利尻町老人福祉センター・利尻町老人福祉寮完成祝賀会が盛大に開催

(老人福祉施設)

去る十二月十五日、本町の老人

福祉施設として、老人福祉センターと福祉寮が完成、その祝賀会が現在で、五十六・六〇歳と高齢化しており、漁業後継者対策についても、深刻な問題として話し合われておりました。



その中でも、特に根付漁業（コンブ・ウニ）及び漁船漁業の今後についても活発な意見の交換がなされました。

天然コンブ・ウニについては、

実態の見直しをはじめ、漁業者自らが経営の合理化を推進するとともに、新規漁業許可の受認等によって生産意欲の向上に努めなければならぬ。又、底引漁業による漁場の荒廃を阻止するため、韓国漁船及び国内船の排除実現に向け積極的な運動を続ける等、漁業資源の保護に努めなければならないなどの意見がありました。

この施設は、これから益々深刻化する老人人口の増加に伴う老人世帯を中心とした老人福祉対等の一環として建設されたもので、開催されました。



(利尻町老人福祉センター)

老人の教養講座の開設等、老後の健康管理として、機能回復訓練室、健康相談室等を備えた、多目的施設です。

所在地 利尻町沓形字緑町二十一番地

(利尻町老人福祉寮)

老人世帯、独居老人世帯で日常生活（炊生活）の困難な老人を収容し、老後を安心して生活できることを目的とした施設です。

所在地 利尻町仙法志字政浦

六十九番地

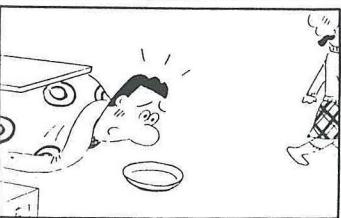
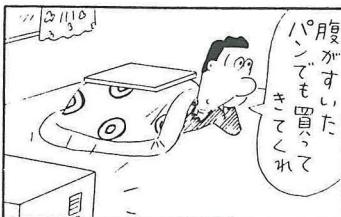
利尻町老人福祉寮



利尻町老人福祉センター

さわやか君

西村 宗。



氏名 保護者 続柄 住所
 高塚 俊樹 信之 長男 神居^{12/24}
 八木 宏和 昌弘 二男 御崎^{12/28}



氏名 年齢 住所
 戸田 雪雄 四八歳 日出町
 今野松太郎 七一歳 緑町
 本間己之七 六二歳 種富町
 北辻 トヨ 八五歳 久連^{12/26}
 谷 キノ 九四歳 御崎^{12/20}

種富町 トヨ 八五歳 久連^{12/26} 12/24 10/18

仙法志字久連 母トヨ様の香典返しを廃して
 仙法志字御崎 谷 富雄様から
 母キノ様の香典返しを廃して
 脊形字蘭泊 病気見舞返しを廃して
 野沢 猛様から
 (利尻町社会福祉協議会)

利尻町 利尻やませの会様から
 寄附金として

北辻一郎様から

このたび次の方から愛情銀行に
 金一封が預託されましたので、紙
 上を借りてお礼申し上げます。

お誕生おめでとう
 ございます

おくやみ
 申し上げます



自12月1日
 至12月31日



ご厚意に感謝します

皆さんのよりよい行政を目指して
 「行政相談」は、あなたの生活に
 行政をつなぐパイプです。明るく住みよい社会を
 つくるために「行政相談」
 をご利用ください。

○どんなことを相談するのか
 恩給、年金、登記、国税、
 保険、生活保護、環境衛
 生、農地、郵便、道路、
 交通、公営住宅、河川、
 公害、一般許認可のほか

○どのような方法で相談す
 るのか
 口頭、電話、手紙で行政相
 談委員にお申し出下さい
 ▼行政相談委員

利尻町脊形字富士見町

荒木 健三
 電話 四一二〇一八

免許証更新時講習会

○二月二十五日(土)

○利尻町保健福祉館(脊形)

○午後六時三〇分

※当日は時間厳守して、忘れずに
 受講しましょう。

皆さんを行政に反映を!
 苦情や要望

ふだんの生活で、何か不
 便を感じていること、行政
 上の苦情、要望、意見を聞

いて、問題の解決に努力し

ます。

○どのような方法で相談す
 るのか
 口頭、電話、手紙で行政相
 談委員にお申し出下さい
 ▼行政相談委員

利尻町脊形字富士見町

荒木 健三
 電話 四一二〇一八

われら
 町 民

